

平成28年9月市会代表質問要旨

かわしま 優子 議員（公明）

伏見区選出の川嶋優子でございます。大道義知議員、吉田孝雄議員に続き、公明党京都市会議員団を代表し、市政一般について質問をさせていただきます。門川市長並びに理事者におかれましては、誠意ある御答弁をよろしくお願ひいたします。

(子どもの貧困対策について)

最初に、子どもの貧困対策についてお尋ねします。

世帯の所得が平均的な所得の半分を下回り、日常生活や進学、就職などに困りを抱えるような相対的に貧困な家庭の子どもは、全国で、今や6人に1人の割合となっています。これは、近年の経済や社会の変化による、雇用形態の多様化などに伴うものと考えますが、子どもの貧困問題は、その子どもだけでなく、社会全体にとって大きな不安と損失をもたらすものであります。

このため、平成25年度には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」即ち「子ども貧困対策法」が施行され、今年6月に自公政権によって決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中では、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の充実、大学生等への奨学金制度の拡充などが盛り込まれたところです。

京都市では、これまでから「子育て・教育環境日本一」を目指して妊娠期、乳幼児期からの「切れ目のない支援」に取り組まれてきましたが、子どもの貧困問題についても大きな課題ととらえ、本年4月に「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」を設置し、8月には子どもや家庭の実態をさらに把握するため、市民アンケート調査や関係機関へのヒアリングを行い、今年度内には対策の実施計画を策定されるとお聞きしております。

公明党は、これまでからも、子どもの貧困対策の重要性を訴えてまいりましたが、京都市において真に有効な対策が実施できるよう、市会の委員会等でも引き続き議論してまいりたいと存じます。

一方、既に、京都市内の民間団体や市民グループにおいては、子どもの貧困問題に取り組む活動が活発になってきております。

あるNPO団体は、子ども貧困対策法ができる約6年前から、体験活動に参加しても集団になじめなかつたり、経済的に参加費を払えなかつたりする子

どもを個別に支援する居場所をつくり、生活や学習の支援、食事や宿泊の支援を行ってこられました。そこでは、小中学生一人一人に、大学生ボランティア等が一人ずつ寄り添い、少人数の家庭的な雰囲気の中で、食事や学習などを一緒に行いながら、生きづらさを抱える子どもが安心して過ごすことにより、その子どもに表れる変化から、若いボランティアが元気や自信をもらっているという話を、NPOを運営されている方からお伺いしました。

また、先日9月4日には、民間グループの主催による「京都子ども食堂シンポジウム」が開催され、私も参加させていただきましたが、約120人の参加者によって、地域の子どもに低額や無料で食事を提供する「子ども食堂」の意義や運営上の工夫、困りごとなどが話し合われました。この取組により、ひとり親家庭の子どもなどが、地域の大人と一緒に食事を食べたり、作ったり、また、いろんな話をしたり、宿題をしたりする中で、何より子ども自身に元気が出て自信が溢れてくるであろうと確信しました。

京都では、このように様々な団体の有志による自主的な活動の機運が盛り上がりを出ており、私は、この機会の逃さず、子ども達が安心して過ごせる場を地域につくっていく活動が一層活性化し、定着していくべきであると強く感じています。

このような有志の皆様の自主的な活動に当たっては、経費、運営への助言、団体同士の連携の仕組みづくり等、様々な課題や要望があるとお聴きしています。

そこでお尋ねします。

- 1 私は、子どもひとりひとりに寄り添い元気と自信を与えていたる活動団体の現在の盛り上がりを全市に拡大し、継続的な取組としていくためのサポートこそ、京都市の子どもの貧困対策の柱とすべきと考えます。そのために、いま京都市において進められている実態調査の中で、団体等の課題や要望を把握し具体的に検討のうえ、今年度中に策定される実施計画にしっかりと位置付けて取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。<市長答弁>

(発達障害者への支援について)

次に発達障害のある方への切れ目のない支援について2点お伺いします。

国においては、障害者権利条約の批准などを背景に、超党派の議員連盟により検討が進められ、本年5月、「発達障害者支援法」が、10年ぶりに見直されました。

支援法施行当初は、発達障害は「子どもの障害」とされていましたが、育ってくる過程で発達障害という概念がなかった今の45歳以上の方への支援が遅れています。「大人の発達障害」といわれ、困りごとを抱えている方が多く

おられます。こうしたことを踏まえ、改正法では、就労支援等を強化することなどを柱として、子どもから高齢者まで、どのライフステージでも切れ目のない支援を目指すこととされています。

京都市においては、発達障害者支援センターの設置や「発達障害者支援連携協議会」が設置され関係機関との連携をはかり、総合的な支援が実施されるなど、全国に先駆けた取り組みを進められてきましたが、今回の法改正を更なる支援の充実につなげていくことを願い質問します。

まず、発達障害児の療育の受け皿となる「放課後等デイサービス」の充実についてであります。

放課後等デイサービスは、発達障害をはじめ、障害のあるお子さんの放課後の居場所となる大切なサービスです。親御さんのニーズの高まりに対応して、近年、全国的に事業所数が大幅に増加しています。本市においては、平成24年4月に9箇所であったものが、直近の平成28年8月には91箇所と、事業所数が急増しています。このように、親御さんにとって、選択の幅が広がるのは、大変喜ばしいことではあります。

しかしながら、まだ放課後等デイサービスは新しいサービス体系であり、事業者にノウハウがなく十分なサービスができていない、あるいは、重度の方の受け入れが進まない、といった課題を、利用者の方からお伺いすることができます。

ある報道では、放課後等デイサービスについて「利得が大きいという噂で乱立している」等とされています。もちろんこうした事業者は論外でありますが、京都市でも今年4月からの4か月間で実に15箇所増加するなど、直近の事業者設立の動向を見ると、サービスの質を確保していくための更なる対策が必要と考えます。

そこでお伺いします。

2 放課後等デイサービスに代表される発達障害児サポートのサービス供給が増加する中で、質を確保し、真に必要とされる重度の子どもたちにサービスを提供していくため、京都市として今後どのように取り組みを進めていくのか、お答えください。

続いて、発達障害者の就労支援について質問します。

新卒学生の就職状況はすこしずつ改善していると言われていますが、どうしても内定を得られない、面接をうけても次に進まない、といった学生さんがいらっしゃいます。こうした学生さんの中には、「発達障害」を抱えている方、あるいは「発達障害」の存在に気づかれていない方が、少なからずいらっしゃるのではないでしょうか。また、大学の就職課の方をはじめ、就職を支援される周囲の方も「発達障害」をよく理解されずに、対応されているのではないかでしょうか。

発達障害を抱えた方にとって、人とのコミュニケーションは苦手なことの一つです。残念ながら、企業で就職するには大きな障壁となることがあります。しかしながら、しば抜けた集中力や独創性を發揮されることもあります。自分自身や周囲の方が「発達障害」を理解して、在学中から専門機関による適切な支援につながれば、一般の学生と同じく、大学卒業後も、社会で存分に活躍することができます。

だからこそ私は、

大学等と連携して、「発達障害」への理解を深め、適切な支援につなげていく取組が必要と考えます。

更に、「発達障害」に限らず、障害のある方の就労を継続させていくためには、いったん就職した後も、ご本人に寄り添っていく、継続的な支援が求められます。すなわち「就労定着支援」が大切となります。障碍者の一般企業での就労が一定進む中、就労後も継続的な支援ができるよう、体制を充実させていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。<保健福祉局長答弁>

(健康寿命延伸の取組について)

次に健康寿命の延伸の取組についてお伺いします。

日本は、世界でもトップクラスの長寿国となりましたが、日常生活に制限なく生活できる期間である「健康寿命」については、男性で約9年、女性で約2年「平均寿命」との差が生じているといわれています。

「超高齢化社会」を迎える中、一人ひとりの市民が、日頃の健康づくりや生活習慣を見直し、主体的に健康づくりを進めていただき、健康や豊かさを実感していただくことが大切です。そのうえで公明党は、「活動寿命」という概念を新たに提起し、その延伸に取り組むべきと考えています。

「活動寿命」とは賃金を得るための労働に限らず、ボランティアや地域活動などを通して社会に関わり、支え合いの社会づくりに貢献できる期間を指します。健康を維持しながら、いくつになっても元気に働き、地域への貢献も果たしていく、生涯現役の生きがいにあふれた生活を送る。こうした人々が主役の地域社会の構築が求められています。こうした生活の実現には、市民の健康づくりのほか、日本人の死亡原因の第1位であるがんの早期発見、早期治療が重要です。がん対策については、京都市でも、乳がん検診のクーポン券の配布をはじめ、様々な「がん検診の受診率の向上」対策を推進することが大切です。京都市は、市民の主体的な健康づくりを推進し、年齢を重ねても、誰もが地域の支え手として活躍でき、「健康長寿のまち・京都」を実現するための取組を進めてこられました。

その取り組みの一つとして、平成28年度から、「健康長寿のまち・京都い

きいきポイント」事業を新たに開始されたところです。

この「ポイント事業」は、毎日の健康づくりを「健康ポイント」として「見える化」することで達成感を得つつ、健診や、お出かけを楽しみながら、ポイントを貯めるとプレゼントが当たる抽選に応募できるようになっています。

ポイントの種類について、日々の目標達成で貯める「毎日ポイント」に加え、健康診断、がん検診の動機づけとなるよう「健診ポイント」、また家族や友達同士などで取り組んだ場合は、「グループポイント」が加算される仕組みとなっています。

これは、私が昨年の市長総括質疑で「がん検診の受診率向上」の一助としてポイント制度を活用することを提案したことが反映されたものと高く評価しています。私のまわりでも早速、多くの方が取り組んでおられるとのうれしい報告をいただいている。

3 健康でいきいきとした人生のために、より一層「ガン健診受診率向上」、「健康寿命の延伸」を図っていくことが大切であると考えますが、今後、この手帳を市民の皆様に広く活用していただけるようどのように取り組みを進めていかれるかお聞かせください。

<市長答弁>

(医療用ウイッグへの助成について)

続きまして、医療用ウイッグの助成についてお伺いいたします。

公明党は長年にわたりがん対策に取り組んできました。その成果の一つがガン検診無料クーポンです。

このガン検診クーポンを使われた、女性から「無料クーポンが届いたことをきっかけに乳がん検診を受診したところ、ガンが見つかりました。早期の発見だったことで働きながら治療を受け病気が完治しました」と嬉しいお話しをお聞きしました。一方で、「抗がん剤による脱毛は女性にとっては大変つらい。これから治療をされる方の為にウイッグの助成制度を実現してほしい。」とも語られました。また、別の女性の方からは、「ガンの診断を受け、抗がん剤治療を受けるようにいわれたが、髪の毛が抜けることを考えると踏ん切りがつかない。」との声もお聞きしました。がん治療を終えた女性の方からは、「乳房を切除したことも辛かったけど、何より大量に抜ける髪が病気に立ち向かう心を萎えさせた。」ともお聞きしました。

現在、医療用ウイッグに、1県（鳥取）、28市町が助成を行っています。今年度より、横浜市においても助成金額を10000円とし、スタートしました。先進的に助成制度に取り組む神奈川県大和市では、助成額は購入費の9割、上限3万円が助成され、大変好評のことです。

医療用ウイッグは美容ウイッグと違い、毛髪量の増減に対応できるようア

ジャスターをつけたり、通気性をよくするため、新品で約3万～数十万円と高額の為、購入をためらう人も多いようです。

高額な治療費と脱毛による精神的な苦痛に加えて、社会生活に必要なウイッグを購入する経済負担は大きい。

私は、本当の健康とは単に病気を治療し完治することではなく、普段の暮らしのなかで、本人がいきいきと社会とかかわりを持ちながら生活していくことだと様々な方との語らいの中で確信しています。そこで、

4 健康長寿をすすめる本市として、がんと闘う方々が、がん治療と対峙しながらも、社会のなかでいきいきと生活できるよう、患者への医療用ウイッグ購入費用の助成を含めた支援を要望しますが、お考えをお聞かせください。<藤田副市長答弁>

(書道文化の振興について)

最後に書道文化の振興についておうかがいいたします。

漢字の伝来にはじまる我が国の書道の歴史は、平安時代にかな文化が確立したことから日本独自のかな書が京都で生まれました。

平安時代、北野天満宮の近くを流れる紙屋川のほとりに置かれた紙屋院では上質な紙が漉かれ、ここで作られた紙は紙屋紙（かんやがみ）と呼ばれ「源氏物語」や「枕草子」にも度々登場します。古人はこの紙屋紙に文を綴り、歌を詠み「書」をしたためたのです。

日本における「書」は、「古今和歌集」をはじめとする、勅撰和歌集の編纂、女流文学の興隆など、和歌や文学、茶道などと深いかかわりを持ちながら京都のまちとともに発展してきたのです。

京都は、三筆と呼ばれる空海・嵯峨天皇・橘逸勢（はやなり）、三蹟の小野道風、藤原佐理、藤原行成をはじめとし、多くの能書家を輩出してきました。

現在、日本の書道は「日本の書道文化が文化力や識字率を支え続けてきたこと」を理由にあげ、ユネスコ無形文化遺産登録をめざしています。

私は、書道文化を作り上げてきた京都こそこの登録を後押しし、世界に「書」の魅力を発信していくべき都市であると考えます。

昔は「読み書きそろばん」が学問の基礎とされ、「書道」は子どものお稽古ごとの定番の一つがありました。しかし、今はパソコンや英会話がそれにとってかわり「書」に触れる人が減ってきました。

かつて、公式な文書は手書きでつくられ、手書きこそ、正式なものという重みがありました。いまはむしろ活字で作成されたものが公式であるという認識がなされるようになりました。

しかし、「書は人なり」といわれるよう、手書きのお手紙をいただくとその書きぶりに相手の方の人柄に思いをはせるといったことがあります。また、

名前ぐらいは上手に書きたいというお話をよくうかがいます。

私自身、下手の横好きではありますが、子どものころから「書」に触れ喜びを感じてきた一人として、「書」が日常から遠のきつつあることを大変残念に思っています。

いま一度、多くの方に手書きの良さを再認識し、「書」を身近に感じ、書くことに喜びをみいだしていただきたいと考えます。

日本の書道文化を生み育んできた京都の街こそが、いま「書」の文化芸術の興隆に取り組んでいくべきではないでしょうか。

その取組として、たとえば、「書初め」などを通して、子どもから大人まで書く喜びを体験していただく機会を設けるなどしてはいかがでしょうか。

また、他都市において、東京には、もともとは私設の美術館だったものが寄贈され「書」の専門美術館となった「台東区立書道博物館」があります。

また、北海道立函館美術館内や長野県松本市の松本美術館にその地方が生んだ有名な書家の記念室を作っている例もあります。

5 そこで、京都市美術館の再整備にあたって、「書」について専門的に展示し、所蔵、研究、教育、普及、交流活動を行う書道芸術の発信拠点となるような場所をぜひとも美術館にご検討いただきますようお願いいたします。

文化庁の京都への移転に向け、和の文化をより一層深め「書」を生活の中に根付かす取り組みとして、そして文化芸術の首都・京都市として、市民の皆様に喜んでいただき「京都まるごと」文化力が一層向上する文化事業の一貫として、これまで以上に「書」の振興に力をいれた取り組みをしていただきたい。「書」の文化に対するご見解と「書」文化の振興施策についてお伺いします。<藤田副市長答弁>